

障害福祉関係ニュース 平成28年度12号

(障害福祉制度・施策関連情報)

通算 345 号

(平成28年12月28日発行)

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・厚生協・全救協・障連協の協議員・役員・構成団体、ならびに都道府県・指定都市社協に電子メールにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル内
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428
E-MAIL: z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆ 今号の掲載内容 ◆◆◆

Ⅰ. 障害福祉制度・施策関連情報

- | | | |
|---|---|--------|
| 1 | 厚生労働省「平成 27 年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）」が取りまとめられる | …P. 1 |
| 2 | 内閣府「障害者政策委員会」（第 31 回）が開催される
～第 4 次障害者基本計画等について意見交換が行われる～ | …P. 3 |
| 3 | 平成 29 年度予算案が閣議決定される | …P. 5 |
| 4 | 与党「平成 29 年度税制改正大綱」がとりまとめられる
～公益法人等課税のあり方については、「引き続き検討を行う」こととされる～ | …P. 14 |

Ⅰ. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 厚生労働省「平成 27 年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）」が取りまとめられる

厚生労働省は 12 月 16 日（金）に「平成 27 年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応等に関する状況」についての調査結果を公表しました。

当調査は障害者虐待防止法（平成 24 年 10 月 1 日施行）に基づく各都道府県等の対応等に関する全国的な状況を把握するために毎年実施されています。

調査結果では障害者虐待防止法で定義されている、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待、についてそれぞれ市町村等への相談・通報件数、および市町村等による虐待判断件数等が公表されています。

①については、市町村等への相談・通報件数が 4,450 件（対前年 8 件減）、市町村等による虐待判断件数は 1,593 件（対前年 68 件減）、②については市町村等への相談・通報件数が 2,160 件（対前年 414 件増）、市町村等による虐待判断件数は 339 件（対前年 28 件増）、③については市町村等への相談・通報件数が 848 件（対前年 184 件増）、都道府県労働局による虐待判断件数は 507 件（対前年 208 件増）となっています。

今回の調査結果における主なポイントを以下にまとめました。

(「平成27年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)」より一部抜粋)

<養護者による障害者虐待>

- 養護者による障害者虐待の相談・通報件数については、平成26年度とほぼ同じ(4,458件→4,450件)。判断件数については4%減少(1,666件→1,593件)している。
- 相談・通報件数に対する虐待の判断件数の割合は、平成26年度とほぼ同じ。
(平成26年度：37%(1,666/4,458)、平成27年度：36%(1,593/4,450))
- 相談・通報者の種別では、警察が22%(965件)、本人による届出が21%(948件)、施設・事業所の職員が18%(784件)、相談支援専門員が15%(654件)が上位を占める。なお、平成27年度調査から施設・事業所職員と相談支援専門員の選択肢を分けたため、警察の割合が最も多くなった。
- 虐待行為の類型は、身体的虐待が62%と最も多く、次いで心理的虐待が32%、経済的虐待が26%、放棄・放置が16%、性的虐待が4%の順。
- 被虐待者の障害種別は、知的障害が50%と最も多く、次いで精神障害が33%、身体障害が25%の順。
- 虐待の事実が認められた事例での対応策として被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例は、659人で全体の41%を占め、その割合は、平成26年度とほぼ同じ。
- 虐待による死亡事例は、3人。(平成26年度も3人)

<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の主なポイント>

- 障害者福祉施設従事者等職員による障害者虐待の相談・通報件数については、平成26年度から24%増加(1,746件→2,160件)。判断件数については9%増加(311件→339件)している。
- 相談・通報件数に対する虐待の判断件数の割合は、平成26年度とほぼ同じ。
(平成26年度：18%(311/1,746)、平成27年度：16%(339/2,160))
- 相談・通報者の種別では、本人による届出が23%と最も多い。平成26年度と比べ、相談支援専門員、他の施設・事業所職員、当該施設・事業所職員、当該施設・事業所設置者・管理者からの相談・通報件数が増加している(平成26年度：592件、平成27年度：734件)。
- 虐待行為の類型は、身体的虐待が58%と最も多く、次いで心理的虐待が41%、性的虐待が14%、経済的虐待が8%、放棄・放置が5%の順。
- 被虐待者の障害種別は、知的障害が83%と最も多く、次いで身体障害が17%、精神障害が9%の順。
- 虐待者の職種は、生活支援員が45%、管理者が11%、世話人が8%、指導員が7%、その他従事者が6%の順。
- 虐待の事実が認められた事例への対応状況として障害者総合支援法等の規定による権限の行使として実施したものは249件であり、平成26年度(235件)と比べ6%増加している。

○虐待による死亡事例は、なし。(平成26年度もなし)

＜使用者による障害者虐待＞

○市区町村及び都道府県で受け付けた使用者による障害者虐待に関する相談・通報件数は 28%増（平成26年度：664件、平成27年度：848件）。

なお、①養護者による障害者虐待について、被虐待者の内訳としては、性別では「女性」が 63.5%、「男性」が 36.5%と、「女性」が全体の 6 割強を占めていました。また、年齢階級別では「40～49 歳」が 21.9%と最も多く、次いで「20～29 歳」が 19.4%、「50～59 歳」が 18.7%でした。

また、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待にて虐待と判断された 339 件を施設・事業所別で分類すると、「障害者支援施設」が 26.0%と最も多く、次いで「共同生活援助」が 18.6%、「就労継続支援 B 型」が 14.5%、「生活介護」が 12.7%となっています。

②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待にて市区町村等の職員が判断した虐待の発生要因（複数回答あり）としては、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が 56.1%で最も多く、次いで「虐待を行った職員の性格や資質の問題」が 51.2%、「倫理観や理念の欠如」が 43.9%、「職員のストレスや感情コントロールの問題」が 42.0%でした。

その他、組織の課題として「虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ」や「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」への回答割合も 20%を超える結果となっています。

報告書の全文は、以下URLよりご参照ください。

[厚生労働省]ホーム＞報道・広報＞報道発表資料＞2016 年 12 月＞平成 27 年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000145882.html>

2. 内閣府「障害者政策委員会」（第 31 回）が開催される ～第 4 次障害者基本計画等について意見交換が行われる～

内閣府は、障害者政策委員会（委員長：石川 准 静岡県立大学教授／以下、「政策委員会」）（第 31 回）を 12 月 12 日（月）に開催しました。

今回の政策委員会では、平成 28 年度「障害者週間」の結果報告、障害者差別解消支援地域協議会の設置状況の報告、成年後見制度に関する協議に加え、平成 30 年度からを期間とする第 4 次障害者基本計画（第 3 次計画は平成 25～29 年度が期間）の検討を見据えた今後の障害者施策の課題について、自由討議が行われました。

自由討議の冒頭、石川委員長より下記の点について各委員との認識の共有が図られました。

○障害者権利条約との高い整合性のある計画でなければならない。第 4 次障害者基本計画

は、障害者権利条約批准後、初めての計画であり、現行の計画より質的に進化し、障害者権利条約に準拠した計画でなければならない。

- 障害者権利条約の国内実施の強化に資する計画でなければならない。PDCA サイクルをきちんと回していくことができる計画でなければならない。政策委員会は、障害者に関する政策の監視・評価に使える水準の統計が国・地方公共団体ともに不足していると先のモニタリングで指摘した。それをふまえて、第 4 次障害者基本計画は、評価に資する、モニタリング可能な計画としての性能を実装しなければならない。
- 第 1 回政府報告の権利委員会による審査を見据えた計画である必要がある。政府全体および政策委員会で指摘した課題への対応が明確に位置付けられた計画とする必要がある。審査前に中間監視を行うことを想定しておくことも必要である。
- 政策委員会は障害者権利条約第 33 条に定められている障害者に関する政策を監視するための枠組みを担っている。条約の趣旨に立脚した大局的、俯瞰的見地から障害者施策の大きな方向性や個々の施策の条約との整合性、取り組むべき政策課題等の検討が求められている。権利条約や基本法が求めている政策根拠となる法制度が十分でない場合、あるいは未整備である場合や、個別の制度、事業であっても権利条約が求めている障害当事者参加型の PDCA サイクルを回せていないものに関しては、政策委員会での議論はとりわけ重要である。

その他、今後の審議の進め方として、下記スケジュールが示され、平成 29 年 10 月目途に障害者政策委員会の意見として、第 4 次障害者基本計画案の取りまとめを行うことが確認されました。

(「資料 4」)

障害者基本計画(第 4 次)の今後の審議の進め方(案)

【平成 28 年 12 月後半～平成 29 年 1 月】

- 各委員から寄せられた回答及び政策委員会での自由討議の結果を踏まえ、事務局で論点を総括的に整理した上で、「第 4 次障害者基本計画の枠組み(仮称)」の原案を作成
- ※上記枠組みの原案には、総括的に整理した論点を併せて記載

【平成 29 年 2 月】

- 障害者政策委員会(第 32 回)開催
 - ・「第 4 次障害者基本計画の枠組み(仮称)」について審議(1 回目)

【平成 29 年 4 月(目途)】

- 障害者政策委員会(第 33 回)開催
 - ・「第 4 次障害者基本計画の枠組み(仮称)」について審議(2 回目)
 - ⇒「第 4 次障害者基本計画の枠組み(仮称)」取りまとめ
 - ・今後の審議の進め方について意見交換

【平成 29 年 5 月～9 月(目途)】

○ (第 4 次障害者基本計画案について審議)

【平成 29 年 10 月(目途)】

○障害者政策委員会の意見として、第 4 次障害者基本計画案を取りまとめ、担当政務に手交

【平成 29 年 11 月～平成 30 年 3 月(目途)】

○障害者政策委員会の意見に沿って、第 4 次障害者基本計画の政府案を作成

○パブリックコメント、関係者への事前説明、閣議手続

※一連の手続には、少なくとも 4～5 か月を要する

○閣議決定、国会報告

【平成 30 年 4 月 1 日】

○第 4 次障害者基本計画の計画期間開始（～平成 35 年 3 月末）

配布資料は以下の URL よりご参照ください。

[内閣府 HP]ホーム > 内閣府の政策 > 共生社会政策トップ > 障害者施策 > もっと詳しく > 推進体制 > 障害者政策委員会 > 第 31 回 障害者政策委員会 議事次第

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/

3. 平成 29 年度予算案が閣議決定される

政府は、12 月 22 日（木）に平成 29 年度予算案を閣議決定しました。

一般会計の総額は 97 兆 4,547 億円（28 年度当初予算比 7,329 億円増・0.8%増）となりました。

歳入に占める税収は 57 兆 7,120 億円、公債金は 34 兆 3,698 億円であり、公債依存度は 35.3%（28 年度は 35.6%）に達しています。

歳出については、国債費が 23 兆 5,285 億円と歳出全体の 24.1%を占め、これを除いた基礎的財政収支対象経費は 73 兆 9,262 億円となります。

その内、社会保障関係費は 32 兆 4,735 億円に達し、歳出全体の 33.3%を占めています。

厚生労働省予算案は、30 兆 6,873 億円（同 3,763 億円増・1.2%増）に達しました。

その中の社会保障関係費は 30 兆 2,483 億円（同 3,852 億円増・1.3%増）です。

社会保障関係費の内訳は、年金 11.4 兆円（37.8%）、医療 11.8 兆円（38.9%）、介護 3.0 兆円（10.0%）、福祉等 4.0 兆円（13.2%）、雇用 433 億円（0.1%）となります。

障害保健福祉部関係の予算案については 1 兆 7,486 億円（同 1,141 億円増・7.0%増）、その内の障害福祉サービス関係費については 1 兆 2,656 億円（同 1,096 億円増・9.5%増）に達し、いずれも概算要求額を上回りました（それぞれ 48 億円と 164 億円の増）。

なかでも、全社協政策委員会や障害関係種別協議会等が更なる拡充を要望してきた「良質な障害福祉サービス等の確保」に関連し、「障害福祉人材の処遇改善」として臨時の報酬改定による福祉・介護職員処遇改善加算の新たな上乗せ評価を創設し、月額平均 1 万円相当の処遇改善を実施するための予算が実現しました。

平成 29 年度 障害保健福祉部予算案の概要（抜粋）

◆予算額◆

(28 年度予算額)		(29 年度予算案)	(対前年度増▲減額、伸率)
1 兆 6, 3 4 5 億円	➡	1 兆 7, 4 8 6 億円	(+ 1, 1 4 1 億円、+7.0%)

◆障害福祉サービス関係費◆

(自立支援給付費＋障害児措置費・給付費＋地域生活支援事業費等)

(28 年度予算額)		(29 年度予算案)	(対前年度増▲減額、伸率)
1 兆 1, 5 6 0 億円	➡	1 兆 2, 6 5 6 億円	(+ 1, 0 9 6 億円、+9.5%)

【主な事項】

■ 良質な障害福祉サービス、障害児支援の確保	1 兆 2, 2 3 1 億円
■ 地域生活支援事業等の拡充【一部新規】	4 8 8 億円
■ 障害福祉サービス提供体制の整備	7 1 億円
■ 障害児・障害者への良質かつ適切な医療の提供	2, 3 0 9 億円
■ 医療的ケア児に対する支援【新規】	0.2 億円
■ 芸術文化活動の支援の推進【一部新規】	2.5 億円
■ 障害者自立支援機器の開発の促進【一部新規】	1.6 億円
■ 精神障害者の地域移行・地域定着支援の推進【新規】	2.3 億円
■ 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進【一部新規】	2.1 億円
■ 農福連携による障害者の就農促進【一部新規】	2.0 億円
■ 依存症対策の推進【一部新規】	5.3 億円
■ 障害福祉サービス事業所等の災害復旧に対する支援（復興）	4.9 億円
■ 被災地心のケア支援体制の整備（一部復興）	1 4.2 億円

※（復興）と記載のあるものは、「東日本大震災復興特別会計」計上項目

障害児・障害者の社会参加及び地域社会における共生を支援するため、障害福祉サービス等の確保及び地域生活支援事業等の拡充、並びに就労支援、精神障害者や発達障害者などへの支援施策を推進する。

1 障害福祉サービス等の確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援の推進

1 兆 7, 2 6 0 億円（1 兆 7, 1 7 2 億円／1 兆 6, 0 9 8 億円）

※ 括弧内の金額は〔29 年度予算概算要求額／28 年度当初予算額〕

○ 障害福祉サービス等の確保、地域生活支援等

(1) 良質な障害福祉サービス、障害児支援の確保

① 障害児・障害者に対する良質な障害福祉サービス、障害児支援の確保

1 兆 2, 2 3 1 億円 (1 兆 3 0 2 億円 / 1 兆 1, 1 5 9 億円)

うち障害児支援関係 1, 8 4 0 億円 (1, 7 0 6 億円 / 1, 4 5 8 億円)

うち医療関係 6 3 億円 (6 2 億円 / 6 3 億円)

障害児・障害者が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービスや障害児支援を総合的に確保する。

② 障害福祉人材の処遇改善

1 2 0 億円(再掲)

臨時に障害福祉サービス等報酬改定を行い、福祉・介護職員処遇改善加算について、福祉・介護職員の経験、資格又は評価に応じた昇給の仕組み(キャリアアップの仕組み)を構築した事業者に対し、新たな上乘せ評価を行う加算を創設し、月額平均 1 万円相当の処遇改善を実施する。

(2) 地域生活支援事業等の拡充【一部新規】

4 8 8 億円 (4 8 4 億円 / 4 6 4 億円)

意思疎通支援や移動支援など障害児・障害者の地域生活を支援する事業について、地域の特性や利用者の状況に応じ、効率化・重点化を図りつつ事業の着実な実施を図る。

また、地域生活支援事業に含まれる事業やその他の補助事業のうち、国として促進すべき事業について、「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置付け、5 割等の補助率を確保し質の高い事業実施を図る(13 頁参照)。

(3) 障害福祉サービス提供体制の整備(社会福祉施設等施設整備費)

7 1 億円 (1 0 0 億 / 7 0 億円)

障害者等の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するため、就労移行支援事業等を行う日中活動系事業所やグループホーム、障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備を促進するとともに、スプリングラー整備や防犯体制の強化を推進する。

さらに、長期入院精神障害者の地域移行を進める観点からも、グループホームの設置を一層推進する。

(参考)【平成 28 年度第二次補正予算】

○ 障害福祉サービス等の基盤の整備推進、防犯対策の強化 1 1 8 億円

障害者等のグループホームや就労移行支援等を行う事業所の整備に要する費用について、補助を行う。

また、障害者支援施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラの設置や外構等の設置・修繕などの必要な安全対策に要する費用について、補助を行う。

(4) 障害児・障害者への良質かつ適切な医療の提供

2, 3 0 9 億円 (2, 3 2 6 億円 / 2, 3 0 1 億円)

心身の障害の状態を軽減し、自立した日常生活等を営むために必要な自立支援医療(精神通院医療、身体障害者のための更生医療、身体障害児のための育成医療)を提供する。また、自立支援医療の利用者負担のあり方については、引き続き検討する。

- (5) 特別児童扶養手当、特別障害者手当等 1,619億円(1,641億円／1,603億円)
特別児童扶養手当及び特別障害者手当等の支給を行う。

(6) 障害児・障害者虐待防止などに関する総合的な施策の推進

① 障害者虐待防止の推進

地域生活支援事業等の内数

都道府県や市町村で障害児・障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域の関係機関の協力体制の整備、家庭訪問、関係機関職員への研修等を実施するとともに、障害児・障害者虐待の通報義務等の制度の周知を図ることにより、支援体制の強化を図る。

② 障害児・障害者虐待防止・権利擁護に関する人材養成の推進

14百万円(14百万円／14百万円)

国において、障害児・障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修等を実施する。

(7) 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援

11億円(11億円／11億円)

重度障害者の地域生活を支援するため、重度障害者の割合が著しく高いこと等により訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている市町村に対する補助事業について、小規模な市町村に重点を置いた財政支援を行う。

(8) 強度行動障害を有する者の支援を行う職員の育成

地域生活支援事業等の内数

強度行動障害を有する者等に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を進めるため、都道府県による強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)を実施する。

(9) 医療的ケア児に対する支援【新規】

24百万円(24百万円／—)

障害児通所支援事業所等において医療的ケア児の受け入れを促進し、必要な支援の提供が可能となる体制を整備する。

○ 障害児・障害者の自立及び社会参加の支援等

(1) 芸術文化活動の支援の推進【一部新規】

2.0億円(3.6億円／1.1億円)、

地域生活支援事業等のうち45百万円(40百万円)ほか

芸術文化活動(美術、演劇、音楽等)を通した障害者の社会参加を一層推進するため、障害者の芸術文化活動への支援方法、著作権保護、鑑賞支援等に関する相談支援などを全国に展開するための支援等を実施するほか、全国障害者芸術・文化祭開催県にコーディネーターを配置し、各地域でのサテライト開催との連携促進を図る。

(2) 障害者自立支援機器の開発の促進【一部新規】

1.6億円(2.9億円／1.6億円)

多様な障害者のニーズを的確にとらえた就労支援機器などの開発(実用的製品化)の促進を図るとともに、開発を行う中小企業に対する補助率のかさ上げを行う。

(3) 障害児・障害者の社会参加の促進

26億円(32億円/27億円)

視覚障害者に対する点字情報等の提供、手話通訳技術の向上、盲ろう者向け通訳・介助員養成の支援や、電話リレーサービスの実施等により、障害児・障害者の社会参加の促進を図る。

2 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進

204億円(219億円/204億円)

(※地域生活支援事業等及び社会福祉施設等施設整備費計上分を除く)

(1) 精神障害者の地域移行・地域定着支援の推進【一部新規】

2.3億円(4.8億円/0.5億円)及び

地域生活支援事業等の内数、社会福祉施設等施設整備費の内数

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。このため、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、都道府県等と精神科医療機関、その他医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築する。

また、長期入院精神障害者に対する地域移行に向けたグループホームの整備や難治性精神疾患治療におけるネットワークの構築(モデル事業)などの基盤整備を実施する。

(2) 精神科救急医療体制の整備

16億円(16億円/14億円)

精神疾患のある救急患者や、精神疾患と身体疾患を併発している救急患者が、地域で適切に救急医療を受けられるよう、関係機関(警察、消防、一般救急等)との連携を図りながら、引き続き体制を整備する。

(3) 地域で生活する精神障害者へのアウトリーチ(多職種チームによる訪問支援)体制の整備

地域生活支援事業等の内数

精神障害者の地域移行・地域生活支援の一環として、保健所等において、ひきこもり等の精神障害者を医療へつなげるための支援や関係機関との調整を行うなど、アウトリーチ(多職種チームによる訪問支援)を円滑に実施するための支援体制を確保する。

(4) 摂食障害治療体制の整備

11百万円(11百万円/13百万円)

摂食障害の治療を専門的に行っている医療機関を「摂食障害治療支援センター」として指定し、関係機関との連携・調整等を試行的に実施するとともに、各支援センターで集積した知見の評価・検討を行う「摂食障害全国基幹センター」を設置し、摂食障害についての支援体制モデルの確立を目指す。

(5) 災害時心のケア支援体制の整備【一部新規】

53百万円(63百万円/31百万円)及び地域生活支援事業等の内数

大規模自然災害・事故等における心のケアの対策を推進するため、災害派遣精神医療チーム(DPAT)の司令塔機能を高め、災害等発生時の危機管理体制の強化を図る。

また、災害等によるストレス関連疾患に係るエビデンスの蓄積・分析など心のケアに関する情報支援体制・分析基盤の整備を図り、地方自治体や関係機関に質の高い情報を提供する。

(6) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する医療提供体制の整備【一部新規】

177億円(189億円／185億円)

心神喪失者等医療観察法を円滑に運用するために、指定入院医療機関の地域偏在の解消や通院医療を含む継続的な医療提供体制を引き続き整備するとともに、災害発生時の医療体制について実行性のあるガイドラインを作成する。

また、指定医療機関の医療従事者等を対象とした研修や指定医療機関相互の技術交流等により医療の質の向上を図る。

(7) てんかんの地域診療連携体制の整備

8百万円(9百万円／9百万円)

てんかんの治療を専門的に行っている医療機関を「てんかん診療拠点機関」として指定し、関係機関との連携・調整等を試行的に実施するとともに、各拠点機関で集積した知見の評価・検討を行う「てんかん全国医療拠点機関」を設置し、てんかんについての支援体制モデルの確立を目指す。

(8) 相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制確保

地域生活支援事業等の内数

医療保護入院者の地域生活への移行を促進する観点から、相談支援事業所等における退院支援の体制整備を支援する。

3 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進

2. 1億円(2.1億円／2.0億円)

(※地域生活支援事業等計上分を除く)

(1) 発達障害児・発達障害者の地域支援機能の強化

地域生活支援事業等の内数

乳幼児期から成人期までの一貫した発達障害に係る支援体制の整備や、困難ケースへの対応、適切な医療の提供に資するため、地域の中核である発達障害者支援センター等に発達障害者地域支援マネジャーを配置し、市町村や事業所等への支援、医療機関との連携強化を図る。

また、都道府県等において、ペアレント・プログラム(※1)等を通じた家族支援体制の整備や発達障害特有のアセスメントツール(※2)の導入を促進する研修等を実施する。

さらに、発達障害者支援法の改正を踏まえ支援にあたる関係者等が相互の連絡を図ることにより、地域における発達障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制整備について協議する発達障害者支援地域協議会の設置について地域生活支援事業の必須事業に位置付ける。

※1 ペアレント・プログラム：親が、自分の子どもの行動を観察して発達障害の特性を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶための簡易なプログラム

※2 アセスメントツール：発達障害を早期発見し、その後の経過を評価するための確認票のこと

(2) 発達障害児・発達障害者の支援手法の開発や支援に携わる人材の育成など

① 支援手法の開発、人材の育成【一部拡充】 44百万円(1.4億円／44百万円)及び
地域生活支援事業等のうち97百万円(－／89百万円)

発達障害者等を支援するための支援手法の開発、関係する分野との協働による支援、切れ目のない支援等を整備するためのモデル事業を実施する。その際、発達障害者支援法の改正を踏まえ新たな

に発達障害者の社会生活等の安定を目的として、当事者同士の活動や当事者、その家族、地域住民等が共同で行う活動に対する効果的な支援手法の開発及びライフステージを通じて、切れ目なく発達障害者の支援を効果的に行うため、医療、保健、福祉、教育、労働等の分野間で連携した支援手法の開発を行う。

また、国立障害者リハビリテーションセンター等で、発達障害者の就労移行に関する支援を行うとともに、発達障害者等支援の地域マネジメントに携わる者や強度行動障害者支援に携わる者に対する研修を行い、人材の専門性の向上に取り組む。

さらに、発達障害における早期発見・早期支援の重要性に鑑み、かかりつけ医等の医療従事者に対して、対応力向上研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害の診療、対応が可能となるようかかりつけ医等の育成に取り組む。

② 発達障害に関する理解の促進

60百万円(60百万円／53百万円)

全国の発達障害者支援センターの中核拠点としての役割を担う、国立障害者リハビリテーションセンターに設置されている「発達障害情報・支援センター」で、発達障害に関する各種情報を発信し、支援手法の普及や国民の理解の促進を図る。さらに、「発達障害情報・支援センター」の機能強化を図るとともに、新たに全国の研究者、有識者及び団体等と連携して、先進的研究やその活用による支援の情報分析及び情報発信を行うことにより、全国の発達障害者支援の質的・量的な向上及び地域差の解消を図る。

また、「世界自閉症啓発デー」(毎年4月2日)などを通じて、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい理解と知識の普及啓発を行う。

(3) 発達障害の早期支援

地域生活支援事業等の内数

市町村で、発達障害等に関して知識を有する専門員が保育所や放課後児童クラブ等を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。

4 障害者に対する就労支援の推進

11億円(13億円／11億円)

(※地域生活支援事業計上分を除く)

(1) 工賃向上等のための取組の推進【一部新規】

地域生活支援事業等のうち1. 1億円(2. 3億円／2. 3億円)

(2) 障害者就業・生活支援センター事業の推進

地域生活支援事業等のうち8. 2億円(8. 2億円／7. 5億円)

(3) 農福連携による障害者の就農促進

地域生活支援事業等のうち2. 0億円(2. 1億円／1. 1億円)

(4) 就労支援の充実強化

地域生活支援事業等の内数

5 アルコール健康障害対策・薬物依存症対策・ギャンブル等依存症対策

5. 5 億円 (5.3 億円／－)

6 東日本大震災や熊本地震からの復旧・復興への支援

22 億円 (31 億円／30 億円)

(1) 障害福祉サービス事業所等の災害復旧に対する支援 (復興)

4.9 億円 (14 億円／14 億円)

東日本大震災で被災した障害福祉サービス事業所等のうち、各自治体の復興計画で、平成 29 年度に復旧が予定されている事業所等の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

(2) 障害福祉サービスの再構築支援 (復興)

2.7 億円 (3.0 億円／3.0 億円)

被災地の障害者就労支援事業所の業務受注の確保、流通経路の再建の取組や障害福祉サービス事業所等の事業再開に向けた体制整備等に必要な経費について、財政支援を行う。

(3) 帰還困難区域等での障害福祉制度の特別措置 (復興)

15 百万円 (16 百万円／16 百万円)

東京電力福島第一原発の事故により設定された帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧避難指示区域等・旧避難指示解除準備区域等の住民について、障害福祉サービス等の利用者負担の免除の措置を延長する場合には、引き続き市町村等の負担を軽減するための財政支援を行う。

(4) 被災地心のケア支援体制の整備 (一部復興)

14.2 億円 (14.2 億円／13.6 億円)

東日本大震災及び熊本地震による被災者の心のケア等を継続的に実施するため、被災県に設置している「心のケアセンター」において、精神保健福祉士等の専門職種による仮設住宅等への訪問相談、アウトリーチによる医療の提供支援等を行うための体制整備を支援する。

(参考)【平成 28 年度第二次補正予算】

○ 障害福祉サービス事業所等の災害復旧等 19 億円

熊本地震により被災した障害福祉サービス事業所等の復旧に要する費用について補助を行う。

○ 障害福祉サービス等の利用者負担軽減措置 7 百万円

熊本地震により被災した住民について、障害福祉サービス等を利用した際の利用者負担の免除等を実施した場合に、負担を軽減するための財政支援を行う。

また、地域生活支援事業に含まれる事業やその他の補助事業のうち、国として促進すべき事業について、「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置付け、5 割等の補助率を確保し質の高い事業実施を図ることが示されました。

具体的には、既存事業である「強度行動障害支援者養成研修事業」が、この促進事業に位

置付けられています。

さらに、「障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業」が創設され、障害福祉従事者の確保や専門性の向上を図る観点から、障害福祉従事者が研修に参加することを促すため、当該事業において、現任職員が専門性向上のための研修を受講している期間における代替職員の確保のための経費に対し助成することが示されました。詳細については、今後、要綱等が発出される予定です。

平成 29 年度予算案における地域生活支援事業等の拡充について

- 意思疎通支援や移動支援など障害児・障害者の地域生活を支援する事業について、地域の特性や利用者の状況に応じ、効率化・重点化を図りつつ事業の着実な実施を図る。
- また、地域生活支援事業に含まれる事業やその他の補助事業のうち、国として促進すべき事業について、「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置付け、5割等の補助率を確保し質の高い事業実施を図る。

1. 平成 29 年度予算案の概要

地域生活支援事業費補助金 464 億円

○地域生活支援事業 464 億円
(補助率 50/100 以内)



地域生活支援事業費等補助金 488 億円

○地域生活支援事業 454 億円
(補助率 50/100 以内)
○地域生活支援促進事業 34 億円
(補助率 1/2, ※定額 10/10 相当)

2. 地域生活支援促進事業（34 億円）の概要

(1) 地域生活支援事業からの移行	(2) その他補助事業からの移行	(3) 新規事業
①発達障害者支援体制整備事業 ②障害者虐待防止対策支援事業 ③重症心身障害児者コーディネーター等養成研修事業 ④強度行動障害支援者養成研修事業 ⑤成年後見制度普及啓発事業 ⑥障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業 ⑦特別促進事業(その他からの移行) (18 億円)	①発達障害児者地域生活支援モデル事業 ②かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 ③工賃向上計画支援事業 ※ ④障害者就労・生活支援センター事業(生活支援等事業) ⑤就労移行等連携調整事業 ⑥障害者芸術・文化祭開催事業 ※ (13 億円)	①障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業 ②アルコール関連問題に取り組む民間団体援事業 ③薬物依存症問題に取り組む民間団体支援事業 ④ギャンブル等依存症問題に取り組む民間団体支援事業 ⑤「心のバリアフリー」推進事業 (3 億円)

平成 29 年度予算案に加え、政府税制改正大綱も同日閣議決定されました。

予算案及び税制改正大綱の詳細については、財務省、厚生労働省の Web サイト（以下の URL）よりご参照ください。

[財務省]ホーム

〉 予算・決算 〉 毎年度の予算・決算 〉 予算 〉 平成 29 年度 〉 政府案 〉 平成 29 年度予算政府案

http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2017/seifuan29/index.htm

〉 税制 〉 毎年度の税制改正 〉 税制改正の概要 （※平成 29 年度の箇所に大綱の掲載あり）

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/index.html

[厚生労働省]ホーム

〉 政策について 〉 予算および決算・税制の概要 〉 予算 〉 平成 29 年度厚生労働省所管予算案関係

<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/17syokanyosan/index.html>

〉 報道・広報 〉 報道発表資料 〉 2016 年 12 月 〉 平成 29 年度厚生労働省関係税制改正について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000146766.html>

4. 与党「平成 29 年度税制改正大綱」がとりまとめられる

～公益法人等課税のあり方については、「引き続き検討を行う」こととされる～

与党（自由民主党、公明党）の平成 29 年度税制改正大綱が 12 月 8 日（木）にとりまとめられました。

与党の税制改正大綱は毎年 12 月頃に与党が税制調査会を中心にして翌年度以降にどのように税制を変えるべきかを検討し、骨子をまとめるものであり、この大綱をベースに政府が 12 月下旬までに次年度の「税制改正大綱（前記事参照）」および「地方税制改正案の概要」を取りまとめます。

大綱の中の「平成 29 年度税制改正の基本的考え方」で、公益法人等課税については以下の内容が盛り込まれました。

自由民主党・公明党「平成 29 年度税制改正大綱」（抜粋）

（※_____は事務局による追記）

第一 平成 29 年度税制改正の基本的考え方

2 デフレ脱却・日本経済再生に向けた税制措置

（4）その他考慮すべき課題

②公益法人等課税については、非収益事業について民間競争が生じているのではないかとの指摘がある一方で、関連制度の見直しが行われており、その効果をよく注視する。あわせて、収益事業への課税において、軽減税率とみなし寄附金制度がともに適用されることが過剰な支援となっていないかといった点について実態を丁寧に検証しつつ、課税のあり方について引き続き検討を行う。

公益法人等課税に係る上記の考え方は、平成 28 年度税制改正大綱の中にも同様の内容が盛り込まれていました（28 年度大綱では、「関連制度の見直しの動きも見られており、実効的な対応となるかどうか、動向をよく注視する」との内容）。

このことから、改正社会福祉法が社会福祉法人に求めている地域の福祉課題への積極的

な取り組み、ガバナンスやコンプライアンスに係る体制整備を着実に進めていく必要があります。

税制改正大綱の内容は、以下の URL よりご参照ください。

なお、同日、与党の平成 29 年度予算編成大綱もとりとめられています。とりまとめられた与党の予算編成大綱の中では『『地域共生社会』の実現を目指して、育児、介護、障害、生活困窮など、世帯全体の課題を受け止めるため、多分野・多機関協働による新しい包括的な相談支援システムを構築し、住民が主体的に地域づくりに参画する仕組み作りに取り組む』、「障害者について、地域移行・防犯を進めるための施設整備、充実した地域生活に向けた自治体での円滑な施策の推進、文化芸術活動の推進をそれぞれ図る」との一文が盛り込まれています。

[自由民主党] ホーム > ニュース > 政策

> 「平成 29 年度税制改正大綱」

<https://www.jimin.jp/news/policy/133810.html>

> 「平成 29 年度予算編成大綱」

<https://www.jimin.jp/news/policy/133812.html>